

興行場営業を始める方に

興行場を営業しようとする場合は、興行場法の規定により、営業許可を受けなければなりません。ついては、次の事項に注意して許可申請を行ってください。

興行場法以外の法令で規制を受ける場合があります。必ず事前に確認の上、必要に応じて関係機関と協議してください。

関係法令：建築基準法、消防法、都市計画法、食品衛生法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律、景観法、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）、等

なお、興行場関係には、次の組合があります。

広島県興行生活衛生同業組合 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 082-293-9919

1 許可申請

営業施設は、「構造設備等の基準」に適合しなければなりません。

また、営業開始後は、「興行場について講ずべき措置の基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設の設計・営業の準備を行ってください。

なお、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の 20 日程度前までに申請してください。

申請手数料 (平成 27 年 4 月 1 日現在) 22,000 円

8,000 円 (※季節的又は一時的に仮設する場合)

※庄原市指定の納付書により、申請手数料相当額を納付すること。

【添付書類】

施設の敷地周囲の見取図	周囲おおむね 100m 以内の状況がわかるもの
図面	◆平面図：観覧室（観覧席・舞台・通路）・喫煙所・便所・食堂・ロビー・売店・座布団等保管設備・清掃用具保管設備 ◆配置図：敷地内における建物・関係設備の配置がわかるもの。
換気設備の大要及び略図	◆大要：換気能力、換気回数等 ◆略図：外気取入口から給排気口まで
定款又は寄附行為の写し	法人による申請の場合

※申請施設が既設の場合（名義変更等）、申請時に次の書類も添付

消防法令適合通知書	関係消防機関により交付されたもの
検査済証又は認定通知書の写し	建築基準法の規定によるもの (規模・構造により確認検査を必要としない場合がある。)

2 届出関係

(1) 竣工届（新設・増改築の場合）

許可申請施設が竣工したとき、届け出てください。

【添付書類】

消防法令適合通知書	関係消防機関により交付されたもの
検査済証又は認定通知書の写し	建築基準法の規定によるもの (規模・構造により確認検査を必要としない場合がある。)

※営業開始後に次の(2)～(4)の事項が生じた場合は、届け出てください。

(2) 変更届

申請書等に記載した事項を変更した場合、10日以内に届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等による）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備 等

※営業者の変更、施設の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規手続になるので必ず事前に連絡・相談を行ってください。

【変更事項／添付書類】

営業者の氏名（結婚等）	戸籍抄本等……………原本は確認後、返却します。
営業者の住所	なし
営業施設の名称	なし
法人の名称、事務所所在地、 代表者氏名	登記事項証明書（法人が営業者の場合）
興行場の形態	なし
構造設備	変更前後の関係図面、消防法令適合通知書、建築確認証の写し

(3) 廃止届・停止届

営業を廃止又は停止した場合は、10日以内に届け出ること。

【添付書類】

許可証（営業を廃止した場合）

(4) 承継届

相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出ること。

※相続の場合、速やかに手続を照会してください。また、法人合併等の場合、早期の段階で事前に連絡・相談してください。

【添付書類】

相続の場合	◆戸籍謄本 ※相続人のすべてがわかるもの ◆相続人全員の同意書 ※相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	◆定款又は寄附行為の写し ◆登記事項証明書

3 その他 公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止

営業者又は興行場の管理者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をする者に対して、その行為を制止しなければなりません。（入場者もこのような行為をしてはいけません。）